



届出

■住所変更などの届出は法定期限内に！

住所変更があった時の届出、戸籍の届出は、法定期限内にお願いします。また、被災地域の住民の方による転入届については、本人確認をさせていただきますので、手続きを行うことができますので、ご相談ください。詳細は市HP、またはお問い合わせください。

◆市民課 田 (☎042-460-9820)
保 (☎042-438-4020)

税・年金

■市税、国民健康保険料(税)の夜間・休日納付相談窓口

□夜間
時 5月10日(火)・20日(金)午後5時～8時
□休日
時 5月15日(日)午前9時～午後4時
場 市税…納税課 (田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)…保険年金課 (田無庁舎2階)
※窓口は田無庁舎のみです。
内 市税、国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行[※]
◆納税課 田 (☎042-460-9832)
◆保険年金課 田 (☎042-460-9824)

■平成23年度の年金額

総務省より、平成22年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が0.7%マイナスになったと発表されました。
現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年(現在は平成17年の物価が基準)よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。
平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較して0.4%マイ

ナスとなったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引き下げとなります(4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります)。

□老齢基礎年金額(年額) 78万8,900円
□障害基礎年金額(年額) 1級 98万6,100円 2級 78万8,900円
□遺族基礎年金額(年額) 78万8,900円
□遺族基礎年金の子の加算額(年額) 第1子・第2子 22万7,000円 第3子以降 7万5,600円
問 武蔵野年金事務所 (☎0422-56-1411)
◆保険年金課 田 (☎042-460-9825)

高齢者福祉

■高齢者福祉サービスの取扱いの一部変更

市の高齢者人口は4万人を超え、5人に1人は高齢者という状況を迎えています。高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、また、喫緊の課題である認知症高齢者とその家族への在宅支援の充実を図るためには、将来に向けた持続可能な高齢者福祉サービスを提供する体制を確立する必要があります。
このような状況を踏まえ、平成22年12月に西東京市保健福祉審議会から「高齢者福祉サービスのあり方と利用者負担の適正化について」の答申が出され、これに伴い、おむつ給付事業の認知症高齢者への対象者拡大を行うとともに高齢者福祉サービスの利用者負担を導入することとなりました。
今後の取扱いなどの具体的な内容は、6月以降に市報でお知らせするとともに、利用者の方々には個別にご案内させていただきます。
ご理解とご協力をお願いします。
◆高齢者支援課 保 (☎042-438-4028)

子育て

■平成23年度子ども手当

子ども手当は、4月～9月までの6か月間、これまでと同じ1万3,000円で引き続き支給されることになりました。
支給月は6月(2月分～5月分)、10月(6月分～9月分)です。
6月の現況届は不要です(10月に新制度になった場合、届出・申請などが必要となる場合があります)。
◆子育て支援課 田 (☎042-460-9840)

■ファミリーサポートセンター

地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)と、預かる方(サポート会員)が会員となり、子どもの預かり・送迎・外出の同行などを会員間で行う有償の相互援助活動事業です(ファミリー会員が支払う利用料金が、サポート会員の活動報酬となります)。
※子育て手伝って！
《サポート会員養成講習会》
対 市内在住、満20歳以上の心身ともに健康な方で、講習会をすべて受講し、修了後にサポート会員として登録・活動ができる方。
※養成講習会に保育はありません。
時・場

日程	時間	場所
6月20日(月)	午後1時30分 ～3時30分	住吉会館 ルピナス
6月21日(火)	午前10時～正午 午後1時30分 ～4時	
6月22日(水)	午前9時30分 ～正午 午後1時30分 ～3時30分	保谷保健 福祉総合 センター
6月23日(木)	午前10時～正午 午後1時30分 ～3時	
6月24日(金)	午前10時30分 ～正午	
定 30人 (申込多数の場合は抽選)		
¥ 2,000円 (テキスト代)		
申 6月10日(金)までに事務局へ電話		

(月～金曜日午前9時～午後5時)後日、決定通知を送付します。
※活動に少しでも関心のある方、受講を迷っている方もお気軽に事務局へご連絡ください。
※全日程の受講が難しい方もご相談ください。
※10月に同様の講習会を田無総合福祉センターで開催します。
※ファミリー会員になりたい方
内 子どもの預かり、保育園・幼稚園の送迎、外出の同行[※]
□利用時間・場所 毎日午前6時～午後11時・サポート会員宅[※]
□利用料金(1時間あたり) 平日午前8時30分～午後5時…800円 上記以外の曜日・時間帯…1,000円
□利用方法 下記説明会に参加し、ファミリー会員として登録後、利用できます。
《ファミリー会員登録説明会》
地震の影響に伴い中止していますが、5月後半より開催します。
時 5月24日(火)午前10時～正午
場 田無総合福祉センター
持 保護者の顔写真(3cm×2.5cm)1枚・印鑑・80円切手
申 説明会前日の午後5時までに事務局へ電話。
問 ファミリー・サポート・センター事務局 (☎042-438-4121)
◆子ども家庭支援センター (☎042-425-3303)

地域福祉

■平成23年度赤十字会費(社資)募集にご協力を

5月は赤十字運動月間です。
赤十字の活動は、皆さんから頂いた会費(社資)・寄付金に支えられています。
活動資金は、国内外の災害救護、人命救助の講習普及などの活動のために、大切に使わせていただきます。
ご理解とご協力をお願いします。
◆生活福祉課 保 (☎042-438-4024)

文化

■保谷こもれびホールの休館日

5月10日(火)は、館内設備点検などにより臨時休館します。
ご理解とご協力をお願いします。
問 保谷こもれびホール (☎042-421-1919)
◆文化振興課 保 (☎042-438-4040)

ごみ・みどり

■古紙の出し方

平成23年3月15日発行の西東京市ECO羅針盤第7号、2面中段の「古紙に混ぜないでください」に取り上げている物は、資源化ができないため、全て可燃ごみとして出してください。
◆ごみ減量推進課 (☎042-438-4043)

…………… 児童育成手当の新規申請 ～6月が年度更新月です～ ……………

現在手当を受給されていない方で支給要件に該当する方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などの関係で新年度から該当する方は、5月中に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表1参照)。

◆育成手当
対 次のいずれかの状況にある、18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方
①父母が離婚 ②父または母が死亡 ③父または母が重度の障害がある ④父または母の生死が不明 ⑤父または母に1年以上遺棄されている ⑥婚姻によらないで生まれる(認知した父の扶養がある場合を除く)
※受給者が事実婚状態にある場合などは対象となりません。
□支給金額 月額1万3,500円(児童1人当たり)
□所得制限 表1参照
□必要書類 表2参照(後日提出可)

◆障害手当
対 「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方
□支給金額 月額1万5,500円
□所得制限 表1参照
□必要書類 表2参照(後日提出可)

表1 平成23年度所得制限額表

扶養人数	平成22年中の所得額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
以降1人増すごとに38万円加算	

表2 申請に必要なもの

必要なもの	育成手当	障害手当
印鑑	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	—
23年度課税証明書 ※平成23年1月2日以降に転入の方	○	○
健康保険者証の写し [※]	—	—
申請者名義の預金口座のわかるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	—	○
その他(調査書類 [※])	○	—